

一関地区広域行政組合議会 請願審査特別委員会 記録

会議年月日	令和7年4月15日(火)			
会議時間	開会	午前10時1分	閉会	午前11時25分
場 所	全員協議会室			
出席委員	委員長	沼倉憲二	副委員長	千葉信吉
	委員	千葉多嘉男	委員	千葉栄生
	委員	岩淵典仁	委員	齋藤禎弘
	委員	菅原行奈	委員	猪股晃
	委員	那須勇	委員	岩淵優
	委員	門馬功	委員	佐々木久助
	委員	小野寺道雄	委員	佐藤敬一郎
	委員	千葉大作	委員	武田ユキ子
	委員	真籠光幸		
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	細川事務局長、畠山次長兼庶務係長、柝澤局長補佐兼議事係長、長坂副主幹、小笠原主事			
紹介議員	岩淵典仁議員			
出席説明員	なし			
本日の会議に付した事件	請願審査 請願第1号 「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願書			
議事の経過	別紙のとおり			

一関地区広域行政組合議会 請願審査特別委員会記録

令和7年4月15日

(午前10時1分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は17名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。

本日の進め方について説明いたします。

この後、請願第1号について議会事務局から補足説明があります。

その後に請願第1号の紹介議員から請願の趣旨説明をいただき、質疑を行います。

終了後、今後の請願審査の進め方について意見交換を行います。

本日の進め方につきましては以上であります。

請願第1号について、議会事務局より説明させます。

細川議会事務局長。

議会事務局長 : 請願第1号について、補足説明をいたします。

お手元に配付した請願書の写しのとおり、請願は2月5日に受理し、3月21日の本会議で特別委員会を設置し、請願を審査することとなりました。

2月5日に受理した際、請願書とそれに関する署名も併せて提出いただきました。

署名は、2月5日の受理した時点で4,068筆とのことでしたが、3月13日に247筆、3月19日に165筆、3月21日に94筆、追加で提出され、合計で4,574筆となりました。

署名につきましては、議会事務局で保管しており、委員の皆様から申出があれば閲覧は可能ですので、必要な場合は御連絡をいただきたいと思います。

以上で、補足説明を終わります。

委員長 : 準備のため、暫時休憩します。

(休憩 10:03~10:04)

委員長 : 再開します。

これより議事に入ります。

請願第1号、「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願書を議題とします。

請願第1号の趣旨説明を紹介議員であります岩淵典仁議員よりお願いいたします。

紹介議員。

紹介議員 : おはようございます。

それでは、今回の請願、「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願書について、趣旨説明をしたいと思います。

趣旨説明に関しては、この趣旨の本文に沿って読み上げることで説明としたいと思います。

現在、一関地区広域行政組合は、地域住民の理解や合意が不十分なまま、千厩字北ノ

沢に一般廃棄物の新最終処分場建設を強引に進めようとしています。

予定地とされた北ノ沢は、千厩警察署や千厩高校、千厩駅から半径1キロメートル内の場所であり、近くを通る市道沿いには事業所や住宅が多く建っています。

閑静で自然環境に恵まれたこの地は、駅や公共施設、スーパーなどにも近いことから宅地開発が進み、若い家族の定住も増えてきました。

また、この場所は、都市計画区域内にあり、過去には学校や県立病院、体育館などの候補地にもなったところです。

去る2022年9月、子ども達の未来と環境を守る会では、新最終処分場建設候補地の変更を求める請願書を提出しましたが、残念なことにその思いが届かないまま不採択となっていました。

しかし、その後も多くの市民から最終処分場建設反対の声が上がり、今まで声を上げることができないでいた予定地周辺の住民からも反対の声が上がってきています。

加えて、最終処分場の浸出水によって井戸水（地下水）や川が汚染され、さらに水道水にまで影響しないかと危惧されています。

水は、人が生きていく上ではなくてはならないものです。

半径500メートル内に94軒もの人家がある北ノ沢に、そして地下水を使用するしかない地域を残したまま、この地に最終処分場を建設することは許されないことです。

以上の観点から、新最終処分場建設予定地とされている千厩字北ノ沢の撤回を願いいたします。

次のページの提出資料に関しては、読み上げることは割愛いたしますが、その中で議会として関連する部分で言いますと、3段落目にありますが、令和4年3月の一関地区広域行政組合議会定例会における附帯決議に、関連事業については地域住民に十分な説明を行い、地域の意向を踏まえ、理解を得て実施することという附帯決議をしております。

また、令和6年3月の監査委員会の所感として、これは一般質問での私の質問に対する答弁の中に、周辺住民の間で新最終処分場に係る施設整備、機能及び地域における役割について、いまだ十分に理解されているとは言えず、中略、その業務に係る情報発信と地域住民への丁寧な説明に努め、協働のまちづくりの考えの下、住民との融和と地域社会の発展が果たされるよう意を配されることを望むものであるということに関して、特に説明をしたいというように思います。

以下は掲載のとおりであります。

先ほどの議会事務局長からも説明がありましたが、それに併せて撤回を求める請願書に関する署名活動をされておまして、2月5日の段階では4,068筆、現在は先ほどの説明のとおり、4,574筆という形で、これは現在で終わりということではなく、進行中というところで署名活動をされているという状況です。

以上で、今回の請願の趣旨説明としたいと思います。

よろしくお願ひします。

委員長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対し質疑のある方は挙手の上、発言をお願いします。

小野寺委員。

小野寺委員：最初に委員長にお伺いしますが、私は一関地区広域行政組合議会の特別委員会に参加するのは今回が初めてでございます。

それで、この特別委員会のルールについて、例えば質疑の回数とか制限があるのかどうか、それについて、一括方式なのか、一問一答方式なのか、その辺のルールについてどうなっているかお尋ねします。

委員長：一関市議会では3回とか、それから時間の制限で進めているケースがありますがけれども、当組合では特に定まっておきませんので、何回でもやれますけれども、一応多くの皆さんの発言の機会を得るために、やはり一定の時間内でひとつ質疑をお願いできればと思います。

小野寺委員。

小野寺委員：それでは、時間に制約があるということで、私は最後に質疑したいと思います。

委員長：今、小野寺委員から時間の状況を見て最後に発言したいという状況です。

そのほか質疑の方はありませんか。

武田委員。

武田委員：確認でございます。

先ほど紹介いただきました署名の増えた分、提出資料には千厩町が云々かんぬんというところがありますが、こここのところに当てはまるような数値が分かれば教えていただきたい。

委員長：今回の署名の中身、これは1回目の提出があった4,068筆のうち千厩町は1,475筆、そのうち特に千厩地域は1,138筆となっておりますが、その後の追加分については分類はしていません。

最初に出たものの内訳です。

細川事務局長。

議会事務局長：追加で提出されました署名につきましては、議会事務局でも集計のほうは行っておりませんので、現時点でお答えはできない状況でございます。

委員長：猪股委員。

猪股委員：2点ほどお伺いしたいと思います。

請願書の趣旨の中で、最初の段落で「一関地区広域行政組合は、地域住民の理解や合意が不十分なまま」というような表現がございます。

この地域住民という表現についてお伺いしたいと思いますけれども、どのような範囲を示しての地域住民という表現となっているのか、お分かりであればお願いしたいと思います。

委員長：紹介議員。

紹介議員：地域住民という言葉の定義に関しては、私自身これについて会の方から直接お話をし確認をしたわけではありませんので、一般的なもので言うならば一関市民、さらにその中で、今回の請願の中では千厩町というように抽出しておりますので、大きく言えば一関市民、そしてさらにはその中で課題を大きく捉えている千厩町の住民というような捉え方というように思っています。

詳しいことはやはり提出者の代表の方などに確認しなければいけないのかというように思っております。

委員長：猪股委員。

猪股委員：一関市民というような広範な部分での理解や合意が不十分というような部分については、確かに地元の方々を中心とした千厩の方々メインだと思いますけれども、そのような方々の合意が不十分というのは、この請願も出ているようなこともあって理解ができる部分があるのかと思いますけれども、広く一関市民の理解や合意が不十分という部分まで拡大解釈できるのかというような疑問があります。

これは私の所感ですので、地域住民というような定義の部分で、どのような定義をお持ちなのかということでの確認でしたので、何かコメントがあればお願いしたいということになります。

あと、それに関連して、署名活動が行われております。

4,574筆ということであるようでございますが、千厩地域の方々については1,475筆というようなことでございます。

途中経過の部分で、2ページ目に記載されている部分についてはそのような数値が示されてございます。

一関市民、この4,574筆というのは、先ほど言った地域住民というようなことで一関市民だというようなことと、それから今回の署名の4,500筆というような部分で、全員が一関地域の方なのかどうかというようなことで、この地域住民というような部分との関連ということで少し確認をしたいと思いますが、分かっている部分で結構ですのでお願いしたいと思います。

委員長：紹介議員。

紹介議員：私のほうではこの署名自体を一つ一つ見ているわけではありませんので、実際にトータル4,068筆、現在4,574筆ですが、その内訳、詳細については把握していない状況ですので、これに関しても、もし確認したい場合は、まず署名を見るということは我々にはできますので、それを見ていただくという方法もあるかと思います。

もう1点、先ほどの地域住民のところ全体をどう捉えるのか、拡大解釈になるのではないかという個人意見がありましたが、これも私の所感になるのですけれども、まず今回の最終処分場が千厩字北ノ沢になったということに関しての意識というか、情報に関して、例えばこのようになりましたと私も議員として一関市内、あとは平泉町の方にも何人かお話しする機会があったのですが、まず事実としてそういう情報をキャッチできていない、知らないという方がいらっしゃるというのが私の中では所感でした。

これだけ一関地区広域行政組合が情報を流しているにも関わらず、なかなかそういった情報を知っていることが少ないのだというようなことが、特に平泉町の方々には知っている方が少ないと私は感じていました。

その中で、こういったものを地域住民、特に千厩字北ノ沢に近い住民の方々が問題意識を持って困ったという状態になっていることに関して、活動をされていく中で、そんなことがあったのか、それは大変ですねということで、署名に関して賛同いただいた方が多くいらっしゃるというように私も聞いております。

それ自体は、特に千厩町の方々を中心に前日も署名活動をされたと思うのですが、これは一関市全体の課題として私も捉えるべきだということに思っておりますので、ほかの地域の方々が同じように、同じ地域の同じようなまちに近いところに、こういうこと

が起きたことに関して、自分たちと同じ問題意識を持ったときにどのように考えますかという問題意識をかけながら賛同していただいた方がこれだけいらっしゃるということが増えてきているのだろうというように思います。

これは一関市全体のことではなくて自治体としてどうやっていくかという捉え方をしたときには、これはほかの地域の中でもこれだけのことが地域住民の理解が不十分なまま進められていることに関しては賛同いただける方が多くいらっしゃるというような形を、私も肌感覚というか、直接説明をしていった中ではそういうものなのだというように私も感じているところであります。

以上です。

委員長：猪股委員。

猪股委員：もう1点でございます。

同じく、請願書の趣旨の1ページ、後段のほうで「最終処分場の浸出水」の部分がございませぬ。

「浸出水によって井戸水（地下水）や川が汚染され、さらに水道水にまで影響しないかと危惧されます」というようなことがございませぬが、この表現については何か科学的な根拠があつての表現というようになつてゐるのか、分かればお伺いしたいと思ひます。

委員長：紹介議員。

紹介議員：このことについては一関市議会議員の方々には同様にこの地域の方々から要望書という形で、こういったものが近くにあるのであれば上水道を整備してほしいという要望書が各議員に配られていると思ひますので、主な趣旨はそこと同じようなことになるのかというように思ひますが、科学的エビデンスの中でそういうものが出されているというところの部分ではその文章にはなかつたかと思ひますが、そういった思ひで出されているのだというように思ひます。

ただ、私がこの中で一番さらに、このとき以降の情報として、この選考委員会のメンバーだった方の中の、一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員の方とお話する機会があつて、その方が言うには、生態系の観点から見た千厩字北ノ沢を捉えたときに、この浸出水の生態系への影響の危惧ということで、やはり将来的にはこのシートの損傷の危険性もあり、沢への塩類等の流出が危惧されると、そういった観点から千厩字北ノ沢が最終処分場になることは委員としても残念に感じているということで、この方がどれだけ最終処分場の浸出水に関してのエビデンスを理解した上で述べているか分かりませぬけれども、選考委員の方々の中からも、一関地区広域行政組合の中では、30年が終わつた後は2年間モニタリングをして終わりという形で言ひますけれども、その後も40年、50年という中、もしくは100年、もっとこの自然というのは残っていくわけがありますけれども、その残つたときに数年のモニタリングで問題がないからいいのではなくて、その後のことも考えていくと、やはり劣化ということは可能性がゼロではないというような捉え方をしたときに、そういったものに関してはやはり危惧をされるということをおもその勉強会の中では把握をして聞いておりますので、そういったのが一つは意見としてあるのかというように思ひしております。

委員長：猪股委員。

猪股委員：ありがとうございます。

この部分については、当特別委員会の中でもいろいろと情報交換、当局からの情報提供をいただきながら進めてきているところがありまして、このような最終処分場の全国事例としてはそのような事例はないというようなお話を伺っている中で、確かに一個人としての専門家の方の御意見もあるということではありますが、それを捉えて全体的な地域の意見というような形にするというのは、少し厳しいところがあるのかと感じているところでございます。

いずれ、100%安全だというようなことは絶対言い切れるわけではございませんが、その100%を目指した取組をした中で今まではそのような事例がないというようなことが示されておりますので、確かに感情としての危惧というものはあるのでしょうけれども、ここら辺はちょっと請願するというような部分では皆さん方にも訴えかけるような根拠という部分が不足すると少し厳しいのかというような感じも受けましたので発言をさせていただきます。

特にコメントは求めませんけれども、前段の部分で、ある程度のそちらのほうの判断というような部分は理解できましたので結構でございます。

ありがとうございます。

委員長：真篋委員。

真篋委員：何点かお伺いしたいと思いますが、この請願書の趣旨の文面の中に、「今まで声を上げることができないでいた予定地周辺の住民からも反対の声が上がってきています。」というくだりがございますが、この意味についてまずお聞かせいただきたいと思います。

委員長：紹介議員。

紹介議員：これもこの文章の意味のところではアヒリングをしたものではないので、今までの会の方々とのコミュニケーションの中で私が把握している中では、少なくとも今回の請願の、代表としてはWHY HERE（なぜ北ノ沢に！）プロジェクトの代表なわけでありませんが、構成団体は3つであります。

子ども達の未来と環境を守る会が前回も請願を出されているわけですし、それと関連して、千厩地域の未来を考える青年の会というものがあるわけですが、さらに新しく新興住宅住民の会がこの会の中に入っております。

私もその会の方々とお話しする機会があつて、なかなかこれ自体は、ぜひそういう方々とアヒリングする機会があればしていただきたいのですが、やはり地元にいると反対だとしても、反対をしてしまうと、やはり土地の地権者との関係であつたりとか、地域住民の方々との関係だつたりとか、そういったものがあつて、なかなか表立って自分が思っていることが直接言えなかったと。

ただ、やはりこういった会の方々が少しずつ活動されているのを見ていながら、自分のこととして捉えて、やはり不安な部分であつたりとか、新興住宅住民の方々は、そこに最終処分場が来ると思つて住宅を建てているわけではないということは、前にも一般質問で私から当局側にただしましたけれども、そういうようなことを捉えていて、言い方はあれですけども、だまされたというようなことも言われている方もいらつしゃいます。

そういったような形で説明を聞いていけば、先ほども千厩町だけではない地域全体の

中で情報を知れば知るほどそういったものが自分たちの近くにもし来たら、やはり自分も大変だと思ふこともあるということも言われて、感じておりますので、先ほどの答弁としては、そういったものが言えなかった人も言えるようになってきた、知らなかった人もそうだったのかということで、この会の方に賛同している人が増えてきているというような捉え方というようになっていきます。

委員長：真筆委員。

真筆委員：今まで、一関地区広域行政組合広報紙くらしの情報を読まなかった人たちという発言も住民説明会の中でもあります。

そういった若い人たちだったと思われそうですが、そういう人たちが説明会に参加するにつれて発言をするようになってきたというようなことの理解でよろしいですか。

委員長：紹介議員。

紹介議員：その部分も全くそのとおりだというように思います。

委員長：真筆委員。

真筆委員：それで、最終処分場、先ほど猪股委員がお尋ねになったように、その浸出水について、これは前回の請願の時点においても、やはり水質の汚染が非常に懸念されるのだという御意見は、今回も同じように一番の請願の反対といたしますか、願意としてあるが、この最終処分場から出される浸出水によって井戸水、もしくは川が汚染されるということに重きを置いているように読み取れるわけですが、この地域はもともと棚田を形成した地域であります。

千厩字北ノ沢の今の新興住宅の手前に広がる沢地帯、傾斜地帯、今回の予定地ではグリーン地帯といたしますか、そこに埋め立てるものではないのですが、緩衝地帯としての部分は昔は棚田をやっておった。

田や水田を構成してあったということだと思うのですが、その時点のその水田から出されていたと思われる汚染水、これは北ノ沢川に当然流出するわけですが、そういった時点、水田を耕作している段階においてもそうした水質汚染に関する問題、もしくは行動というのは取られていたのでしょうか。

委員長：紹介議員。

紹介議員：ただいまの質問に関しては私自身、調査研究していませんので、理解しかねますし、説明は難しい状況です。

委員長：真筆委員。

真筆委員：それでは、その水質汚染に関する理解が進む、もしくはこれに対しての懸念を払拭するという点については、科学的な根拠に基づいて数値を出す、それから予測結果、これは住民説明会でも資料を基に説明をされているわけですが、そのことによってこの地帯の地下水にはほぼ影響を及ぼさないだろうという予測の結果が出ていることは紹介議員も御存じだと思われそうですが、そうした科学的根拠に基づいた調査結果を示されたとしても御理解をいただけない、納得されないということになるのでしょうか。

委員長：紹介議員。

紹介議員：先ほどの説明と同様の部分になりますけれども、そういった科学的な部分ということの、この会自体がまずは要望書という形で千厩町千厩字鳥羽地区の住民から各議員に出されている方々がそういう調査を基にされたということではないのだろうというように

思っておりますが、それ以降、先ほど言った選考委員会の方々、これは専門家の方々
が現時点で問題がないから今後も問題ないということは言えないということであったり、
あとは隣の気仙沼市が同じように最終処分場の選考をしていったときに、2番目の選考
の中に生活環境及び水源への影響を考慮してその項目の中に入れてあるというところ
がありました。

そういったものを近隣自治体の中で行っていったときに、そういったものを不安に思
う方々がこういうことも含めて危惧をされている、心配をされているということで私も
説明を受けています。

委員長：真筈委員。

真筈委員：議員は学者でも何でもありません。

あくまでも専門家の方々が生計をされたその結果に基づいてそのことを判断する、
我々は危惧するものについては科学的な根拠でもってその危惧の不安を解消するしか術
がありません。

そうでないと、どこまでも、いわゆる気持ち、嫌なものは嫌だということだけで、そ
れはもう前に一歩も進まなくなってしまうということになりますので、やはり危惧され
ることについては、その水質に関して非常に危惧をされている、遮水シートが破れるの
ではないかとか、そういうものについては何度も何度も繰り返し当局のほうからも住民
説明会で説明を受け、それから科学的な根拠に基づいて数字で示している部分でもあり
ますので、そのことについてやはり科学的な根拠に基づいたものに御理解をいただける
ようにしていかない限りは延々とこうしたことの請願、もしくはこうした話合いも終わ
りが見えない、終息のないものになってしまう、それは民主主義という議会制民主主義
を取っている我が国の政治形態において全くそれを、体制を否定するものにしかならな
いだろうと思われるのです。

なので、やはり科学的な根拠に基づいたものは、その部分についての理解は受け入れ
るべきものと考えなくてはいけないのではないかとこのように思います。

委員長：紹介議員。

紹介議員：先ほどの部分で専門家が云々という話も確かにありました。

少なくとも、今回の選考委員会の方、最終的に8候補地の中から4候補地とするとき
に各委員が評価しているわけでありましてけれども、そのときは7名の方がこの評価をし
たときに、これは一般質問で私は言いましたけれども、7名中2名が最も低い評価をさ
れている、つまり専門家の方々もいろいろな評価をしながら、最終的にはこの地に関し
て低い評価をされているというのも事実なことです。

先ほど言ったように、100%というものではないということをお伝えしたい
と思っておりますし、先ほど真筈委員が言われるように、理解だと思っております。

科学的エビデンスがまずあって理解が進むことがどちらも大事なことなのだという
ように思っております。

どんなに科学的な部分に関して問題がないと言っても、それに対して理解を進めるよ
うに当局がまず進める、さらにそれがそうだと思うまでやはり進めていかなければ、
この問題というのは解決されないのだろうと思っております。

先ほど最後に民主主義の話をされましたけれども、まさに今回は一つの民主主義とい

う形の中で住民の方々がまとまってこういった請願という権利を通して我々に、二元代表制の一翼である我々に対してこういったものを考えてほしいということで民主主義の手段としてこういうような形で訴えております。

なので、またそれに関して当局と同じようなことの説明ではなく、さらにその深めた、我々は地域住民の言っていることをさらに、例えば我々も視察に行っているわけでありますけれども、その視察で行ったことを踏まえながら説明をすとか、私自身もそういった説明をしてきておりますけれども、それでも我が地域の中であそこに最終処分場が来ることに關してはどんなに科学的なものだとしても、やはりそういったものには来てほしくないと思う気持ちも一つの民主主義の考え方でありますので、そういったものを捉えながら我々もその請願については審査していかなければいけないのではないかとこのように思っております。

委員長：そのほか、質疑の方はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、ここで先ほど冒頭に時間の配分を見ながら質疑すると発言された小野寺委員から質疑をお願いしたいと思います。

小野寺委員。

小野寺委員：紹介議員、大変御苦労さまでございます。

私からは何点かお聞きしますけれども、そもそも前回も同じような請願が出されているわけで、その趣旨と今回の請願の趣旨の違いというものがあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

委員長：紹介議員。

紹介議員：まずは大きい部分では変わりがなく、そういった町に近いところに最終処分場が来てほしくない、ふさわしくないというところがまず一つ、共通している部分がありますし、前回と違う趣旨の中では、先ほど言った浸出水の心配が持たれている、これは先ほどから言っていますけれども、各議員の方々にも要望書という形で出されているあの文章のとおり、新しい動きが出てきております。

さらには、今回、選考委員の方々の1人と勉強する機会があって、その選考委員の方々の中にも、やはりあそこに選ばれているのか疑問に思っている方もいらっしゃると。

その方も最後のお話の中では、ここではないことになることを願っているということも私はお話の中では聞いております。

そういった今まで専門家の方々が言っていることがみんな同じ思いでいたのだろうと、私も実は勉強不足なところがあったわけではありますが、調べれば調べるほど疑義が出てきていると。

もう1点、私の中で疑義が出ていることは、前回の一般質問でも伝えましたけれども、それはこの請願の中では触れていないのですけれども、一般質問の中で私が取り上げた土地取得の容易性の中で簡潔に述べますと、今まで情報収集を経ないでやりますという考え方から土地情報を得る人を入れてやりましょうと変換をした、それは変換をしたの

は専門家から言っているのではなくて、一関地区広域行政組合から、当局から提案されているのです。

それによって今まで千厩字北ノ沢が上の候補地にならなかったものがなぜか上がった、なぜ6点プラスになったのか、この根拠も実は示されていない、1点ではなくて6点、6点上がることによって千厩字北ノ沢が第1候補から第2次候補に上がってきた。

さらに、今度は土地の権利者の評価というところがあるのですが、本来であれば土地所有権の人たちが19名だと加点がないにもかかわらず、なぜか6名というような人数を少ない形で評価をして1点加点されていると。

トータル、それによって1.5点加算されて最終的にトップに来ているのです。

そういうような疑義がこの議事録を見ていくと見えてきました。

そういった勉強会がこの間あったときにこのような疑義に関して1個1個、当局側に私も一般質問しましたが、なかなかタイムスケジュール的にその一般質問のヒアリングと当日の質問の間が延びていたことによって正確には答えていただけませんでした。そういったものがやはり議事録を見れば見るほど疑義が出てきているということが出てきましたので、先ほど小野寺委員からの質疑から言えば、前回から今回の中での違いというものは、先ほど言った共通の部分にさらに先ほど言った浸出水の部分と選考委員の方々の部分と、さらに勉強していくと今まで専門家が言ってきたのだから、それはある程度仕方がないと思っていた、その部分の中身に関しても当局側からの提案に関してやはり疑義が出てきているということがありますので、それを踏まえた中で今回の請願が出されていると思っています。

これは恐らく今後いろいろなことを進めていくに当たって最終的には議員がきちんとチェックをしなければいけなかった部分だと思うのですが、きちんとやはりこういった部分に関しては我々も住民の方々に説明できる部分の調査、研究をしなければいけないのではないかとというように私自身も思っているというところです。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：基本的には請願の趣旨そのものは同じだというような捉え方でいいのかどうか確認しておきます。

委員長：紹介議員。

紹介議員：繰り返しになりますけれども、同じ部分とさらに前回から新たな部分として事実として含まれている部分を踏まえた上での請願という形になっております。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：それから、請願者が前回と変わっているわけですが、今回の請願者が3者の団体に構成された請願ということで、前回の子も達の未来と環境を守る会以外のメンバーが今回新たな組織をつくられたという捉え方でいいのか、それともメンバーから何人か独立して新たな組織をつくられたのかという点はどのようになっていますか。

委員長：紹介議員。

紹介議員：私から正確な部分までは言えませんが、今回の提出した方は同じですが、団体が異なっていると。

今回は先ほど小野寺委員が言われるように、子ども達の未来と環境を守る会の代表の千葉進さんから出されていると。

今回は同じ代表ですが、構成団体として3つになっているということで、先ほどの質問の中では子ども達の未来と環境を守る会の中の若い人たちが主になっているのがこの千厩地域の未来を考える青年の会というように私は捉えていますし、これは前回の請願のときから組織自体はありました。

実際に管理者の方々とお話しする機会をつくって直接お話をした機会もありました。

ただ、前回の請願の中にこの会というものは、構成団体の中にはなかったのかというように思っております。

組織はあったけれども、請願の中に、要は子ども達の未来と環境を守る会が大きい組織として、その中の千厩地域の未来を考える青年の会があるというような位置づけだというように思っております。

さらに、もう一つ、前回から異なることとしては、新興住宅の住民の会ということで、まさしく千厩字北ノ沢の最終処分場の近くの道路側に新興住宅があるわけでありすけれども、そこの方々が中心となって会を結成されて、このWHY HERE（なぜ北ノ沢に！）プロジェクトに賛同して、この請願を一緒になって活動されたというような中で整理となっております。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：そうしますと、今回の組織の3団体は、子ども達の未来と環境を守る会のメンバーには入っていなかったということで捉えてよろしいですか。

委員長：紹介議員。

紹介議員：まずは捉え方としては、この構成団体が増えたという捉え方なのではないかというように思っています。

今までは子ども達の未来と環境を守る会と千厩地域の未来を考える青年の会というのがあって、それぞれで各一関市議会議員、平泉町議会議員の方々にいろいろな要望書というものを提出されているかというように思います。

これは一関地区広域行政組合議会議員のメンバー以外の議員に関しても同じように要望書という形で出されていたかと思えます。

その団体、さらに増えたものとしては先ほどの繰り返しになりますけれども、新興住宅の住民の会が増えたというような捉え方になります。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：それから、もう一つ、署名の数ですけれども、前回の署名の数より減っているのですけれども、これは前回の署名者数と重複している部分は何割ぐらいあるというように捉えているのか、その辺伺います。

委員長：紹介議員。

紹介議員：これも先ほどの説明と同じになりますけれども、この署名のどの方がどの地域であるかという部分、詳細については私も把握できていませんし、その中で同じ人なのか同じ人ではないのかということも私も調査、分析はできておりません。

ただ、その調査をする、署名の人数に関しても減っているということを言われましたけれども、期間もやり方も方法も異なったりもするので、減っているかどうかというのは総体的に比較するものでは現段階ではないのかと思いますが、その会の方々から確認すると、こういった自分たちの活動をいろいろな人たちに賛同を得るというか、説明

していけばいくほど知らない方が知って賛同していただける方が増えていると、つまり活動をすればするほどそういった賛同者が増えてきているということは言われていましたので、期間が逆に延びれば今後も署名の活動の人数が、前回と同じにすることが目標ではなくて、つまり自分たちの趣旨を理解してもらう人たちを増やしていくという活動に関してはむしろ減っているのではなくて、今後活動すればするほど賛同者が増えていくのではないかということも私は聞いております。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：今の話の関連で、参考までに前回5,000筆集めたときの署名の活動期間と今回の活動期間は、日数というか、どれくらいの差があるのか、その辺お伺いしたいと思います。

委員長：紹介議員。

紹介議員：これも先ほど言いましたように、私自身が前回の期間と、どこで切るかというものは確かにありますので、請願が出された後からも前回も増えましたけれども、それに関しては請願審査の中でカウントしないということも話をされたりしましたので、もちろん人数というのは大事なのだというように思いますけれども、そういう活動をして理解をされている人がこれだけの方がいらっしゃるのだというような捉え方を、10人単位なのか100人単位が違うからどうだとか、それはむしろ違った議論になっていて、先ほどからの趣旨の観点からいうと、最初にあるように理解が進んでいない中で進めていることに関して議会の方々に請願を求めているということですので、その趣旨を理解していただくための方法論としてこの署名活動も同時にされているという捉え方でよろしいのではないかというように思います。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：これは私個人の感想ですけれども、署名する活動団体が増えているにもかかわらずというところが、何といいますか、表現しようがないのですけれども、もう少し増えてきてもいい、そういう趣旨であれば増えていってもおかしくないのかという思いしております。

これは私の思いですので、特にコメントは求めません。

それから、この問題について、現在住民訴訟中ですけれども、その結論が出る前にこういう形で請願を出されたということについてはどのように理解したらいいのか、その辺のところの説明をお願いしたいと思います。

委員長：紹介議員。

紹介議員：同時にやることに関して、それぞれがどういう思いだということに関しては私も確認をしておりますが、それぞれが住民、市民の権利でありますので、住民訴訟をしている間に請願が出せないというものはありません。

それだけ請願は請願で、議会に対して、もしくは管理者に対して同じ文書を出しているわけではありますが、ぜひそれに関しては問題意識を持って捉えていただきたいということが請願であり、住民訴訟はそのルールの中で今度は法的な部分でそれぞれがチェックをしながら判定を受けるといふ、別の方法論でありますので、同時に出ているから何だということではなく、それはそれで動いているものは事実ではありますが、我々がきちんと考えなければいけないのは、その二元代表制の一翼として我々はこの請願に関して同じようにきちんと審査をして、それについての妥当性に関して、あとは再現性に

関してチェックをしていただく、チェックをしていくことが我々議会の役割であると思
いますので、というように捉えております。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：住民訴訟についてのこれまでの経過については、紹介議員はどの程度把握している
か、その辺の状況をお伺いします。

委員長：紹介議員。

紹介議員：どのようなことをやっているかということは面会の中ではお話は聞いておりますが、
具体的に細かいところでどういうことをやっているというところまでのヒアリングはし
ておりません。

むしろ、どちらかという、現在の請願に向けてどのような思いでいらっしゃるのか
ということに関して、この3組織の方々とはヒアリングをしながら、今回の請願の趣旨
に関して私なりに面会をしながらお話を聞いたという状況であります。

委員長：小野寺議員。

小野寺委員：いずれ、この問題については予算が動いて、行政も動いてきているわけです。

もう地権者にもお金がいつているはずだし、そのお金そのものは、要するに市民、町
民の負担で議会の議決を得て予算が執行されているわけですがけれども、その辺の関係に
ついてはどのように紹介議員は捉えているのか。

委員長：紹介議員。

紹介議員：一つ一つの予算に関する議決に関しては、議会の中で多数決の中で決められていると
いうことは私も理解はしております。

ただ、一方では先ほどの真筆委員からもありました民主主義の中では、多数決を採っ
た中で多数の方々の意見だけで民主主義をやるのではなく、多数でなかった人たちの意
見も踏まえながら当局は実施していくと。

それに関して我々は少数意見、多数ではなかったかもしれないけれども、そういう人
たちの思い、考えをヒアリングしながら、それに関して当局をただしていく、それが二
元代表制の一翼としての役割なのだろうというように思っておりますので、議決をされ
ているから、少数だったから、それに関して我々が何も活動しない、活動しないと言
われていないと思えますけれども、それと一方ではやはりそういうものに関して、むし
ろこの歴史の中では少数の意見だったものが実は正しく改められていることも実際いろ
いろなもので、これまでの歴史の中であるのだというように思っております。

ですので、議決をしている部分だったとしても、そういう課題に関しては課題として
きちんと議員がチェックをしていく、そして審査をしていくというようなことが必要に
なってくるのではないかとこのように思っております。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：いずれ、この後この問題については審査に入ると思っていますので、その際、また意見
を申し上げたいというように思います。

委員長：真筆光幸委員。

真筆委員：質問ではありません。

紹介議員に対して、先ほど私の発言の中の民主主義ということについて誤解があった
のではないかと、誤解を招いては困るので付け足しをいたしますけれども、民主主義は先

ほど紹介議員が述べられたように、多数決で物事をはかっていく、場所の選定について、もしくはそれに対する調査について、または地権者についての契約といったことを粛々と議会の中で正式に多数決で議決を経てきた、この事実は大変重いものだというをまずお伝えしておかなければいけないのと同時に、多数が正しいのではない、少数が間違いなのではないといったことについても、多少お話をさせていただきますが、多数決で決まった、もちろん物事には時限がありますから、いずれ決着をしなければいけない、結論を出さなければいけない、そういった中で議会制民主主義が働いてまいる、我々が議決しない限り当局は鉛筆1本買えないということになるわけでありましてけれども、そうした中で、多数決で議決をしてきたこの民主主義のその一方の少数意見者を切り捨てるということを申し上げているのではないということをお聞きをいただきたいというように思います。

多数決で決着をしたとしても、少数の意見について、これについてはどこまでどういう形で寄り添えるのか、その方々の意見をどのように追加していくのかといったことについて、これは多数の部分の部分がやっつけていかなければいけない責務だということをお聞きを付け加えておきたいと思っております。

以上であります。

委員長：紹介議員。

紹介議員：私からもコメントしたいと思います。

私も賛同します。

そのとおりだということになります。

ただ、一つは、視点としては議会の中で多数決の中で議決をする、それに関して当局は進めていくのだということになります。

ただ、我々は例えばそのことでそのとき議決はしますけれども、その後はやはり二元代表制としてその進めたことに関して常にチェックをしていながら少数の方々、少数がもしかして多数の意見になる可能性もあるということで、当局側と距離を置きながら、本当にこの問題に関して審査をしていく、そのときは何が議決とか意見ではない、今日のような議論をしていながら、本来どうあるべきかというところを議論、それが民主主義、議会の役割だということに思っています。

ですので、今回のことは千厩地域の方々の話が主にはなっておりますけれども、それは各地域の人たちが出されているわけでありまして、自分たちの地域にまさしくこういったものが起きたときにどのように進めていく、聞いて進めていくかということをお聞き自身も自分のこととして捉えて議論をしながら、この一関市全体の利益になるように議論をしていながら当局をさらにただしていくという姿勢が我々議会としては必要なのだということに思っておりますので、意見に対しては賛同はしますが、私は議会としての役割に関して、さらに我々がやっていくべきものとして今回、審査をしているのだらうということに思っております。

委員長：那須委員。

那須委員：紹介議員に請願の趣旨、それから提出資料の中でもお話がありました、この間の一般質問でも紹介議員のお話は私もしっかり聞いているのですけれども、この提出資料の中にあります協働のまちづくりの考えの下というところの分でお話をお聞きしたいのです。

が、もちろん紹介議員は請願に対する方々のヒアリング等、いろいろお話を聞いているかと思いますが、この協働のまちづくりという観点からすると、請願者の方以外の方々の意見も大分お聞きしているというように期待しておりますが、その辺でこの請願と協働のまちづくりという観点の中での紹介議員としての考えをお聞かせいただきたいと思っております。

委員長：紹介議員。

紹介議員：今回、主に請願を出された団体の方とのお話がメインとなっていますので、今の質問の趣旨は賛同されている方々とのヒアリングをどのように捉えているかというところなのだろうというように思いますが、私自身も議会で決まったことに関して市民の方々に説明していったときに、前は私に対して何とかしてくれという思いだった人が、確かにもう賛同というよりは、私がお話をした方は若い方だったのですが、当局、そして我々議会、議員に対して、それは私自身もそうですけれども、これだけ我々が説明をしたり悩んでいることを当局にも説明をして、説明会のときにもお話をした、私にも、そして議会にもお話をした、でも、やはりそれに関して趣旨が通らなかった、それに関してはもう何を言っても何を動いても、変わらないのだということで、反対というよりはもう諦めになっている方々が複数いらっしゃいました。

若い方々ともそうですし、市民の方々の中にも、議会で決めた、もしくは当局が提案しているのだから、それはもう仕方がないことだということで、私に対して賛同するというよりは問題を捉えなくしていくというか、その課題に関して、言い方はあれですけれども、諦めたというようなことも言われる方もいらっしゃるのでもともと進めていきたいと思っている方々と私は接してお話しする機会というのはなかなかないのですけれども、そういった方々はある意味、当局側が提案して議会も賛同しているので進めていっているのだろうと、進めていくのだったら特に私に対してとか、全体に対して反対の立場ではない、特に何か悩んでいるわけではないし困っているわけではないので、多分そんなに問題意識がないというか、賛成の方々は議決をされているので、粛々進んでいるのだろうというように捉え方をされているというように私の捉え方の、これは個人的にお話しした方々だけの意見になりますけれども、そういったような捉え方をしております。

私は先ほどの協働のまちづくりという捉え方をしたときに、やはりこの賛同の立場の方々と不安に思う方々がやはり自分たちの地域、もしくは一関市のことを本当にどのようにしていったらいいのか、どのようにしていったらよいかと本当にこの議会と同じように議論をしていくなから、やはりその中でお互いに進めていったものが、つまりそれが、そこでいいですよということを当局が捉えて進めていくものが本来の協働のまちづくりなのではないかというように思っておりますので、その手順を今回は当局側としては地域で賛成の立場の方々との意見も踏まえながらの議論にはなっていなかったのが少し私は手順としては残念だというように思っておりますので、それは我々議員がその人たちの声を聞きながら、代弁者としてきちんとこういった場の中で議論をしていくことが今できることなのではないかというように思っております。

委員長：そのほか紹介議員に対する質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ほかにないようですので、以上をもって紹介議員に対する質疑を終わります。
紹介議員、大変ありがとうございました。
暫時休憩します。

(休憩 11:07~11:08)

委員長 : 再開します。
これからの請願審査の進め方について協議を行います。
御意見の発表をお願いします。
菅原委員。

菅原委員 : 私は今、紹介議員からの請願の趣旨をお聞きして強く思ったのは、私も議会制民主主義を重要だと思っていて重んじているものですが、最終的にはこの議会で多数決で決まっていく、それに関しては全く異を唱えるものでもありません。

しかし、今、この最終処分場を進めていくということが前回の議会で決まって、なおかつ、このように撤回を求める請願が出ているというこの過程の中で、私は請願者の方の声を直接この場でお聞きしていかななくてはならないのではないかとこのように強く感じております。

今、これからの時代、よくいろいろなところでダイバーシティとインクルージョンという言葉が唱えられております。

それは多様性と包括性ということ、そういう概念を私たちが持つていくためには、少数者の意見を細かく丁寧に、やはり二元代表制の一翼を担う私たちであるからこそ、この市民の方々の意見を丁寧に聞いていくという姿勢が必要なのではないかとこの立場から、請願者の団体の方の御意見を聞いていただきたいと思っております。

委員長 : 齋藤委員。

齋藤委員 : 請願者の質疑を行っていただきたい。

今、紹介議員への質疑があったのですが、請願者にも聞いてほしいという旨がありましたので、そうしていただきたいのと、なおかつ構成団体それぞれの代表の方と、あとは新興住宅住民の会の代表が出ていませんが、その方、新興住宅住民の会からもいろいろな御意見、お話をお聞きしたいと考えておりますので、構成団体も含めて質疑を行っていただきたいということでございます。

以上です。

委員長 : 千葉栄生委員。

千葉(栄)委員 : 私も同じく、やはり継続審査をして請願者の意見を聞きながら調査していくべきと考えます。

やはり1回出されて前回否決されたものをまた新たに出したというところで、やはり自分たちの声を聞いてほしいという思いから出されていると思われまますので、ぜひ構成団体も含めながら調査していく必要があると考えます。

委員長 : 武田委員。

武田委員：いずれ、今の話を否定するものではございませんが、今、紹介議員からお話があった中で確認しなければならない事項があるというように感じました。

そういったことも含めて、この広域行政組合の議員はそれぞれの自治体から選出されてきているという状況でございます。

町全体のこと、あるいは市全体のことでありますから、それぞれ自分の所属する議会なり会派で今のことを御報告いただきながら、今後の進め方についても話を共有しながら進めていく必要があると。

それらをもって早急に議会運営委員会なり何なりを開いて、そこでその進め方について調整をしたらよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

委員長：今、一つは請願者の出席を求めるといこと、加えて構成団体の方も含めてという発言もありましたし、今お聞きのように持ち帰ってというか、その辺を踏まえて対応を皆さんで協議したほうがいいのではないかと話が出ていますけれども、皆さんからそのほかの意見がありましたら発言をお願いしたいと思います。

岩淵優委員。

岩淵（優）委員：私も今回の請願の出された代表の方々から御意見を聞く、それはいいと思いますし、あわせて千厩地域には千厩地区まちづくり協議会という組織団体もございまして、そういうまちづくりということに取り組んでいらっしゃる方々の方からお声を聞くという場を設けたらいいのではないかと思いますので、これは委員長のほうでお取り計らいをお願いしたいと思います。

委員長：那須委員。

那須委員：私も今お話しいただきました岩淵優委員の意見に賛成ございまして、やはり請願の趣旨としての分はしっかり請願者に聞くと、ましてや構成団体ということも含めて、しっかり議会としても聞きたいというように思いますし、そうした中でも、やはり私は協働の取組ということの中で紹介議員に先ほど質問した趣旨につきましては、やはり千厩地区まちづくり協議会という組織がありますので、そういった立場の方々の御意見も聞くというのが議会としてもいいのではないかとこのように思います。

水道の関係から、いろいろ道路の関係とか、様々まちづくりの中では考えているかと思っておりますので、そういった意見も踏まえた意見聴取というか、意見を聞くという場を設けていただきたいというように思います。

委員長：そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：今、大きく分けて2つの今後の対応のお話がありましたけれども、一つは請願者からの説明を聞くと、その中には構成員が含まれる、あるいは千厩地区まちづくり協議会も含まれるというような、そういう御意見もありましたし、それからもう一つは会派等、あるいは構成の町で持ち帰って対応を、後で皆さんからお話を聞いて決めたほうがいいのではないかと、大きな2つの意見がありますけれども、この対応については多くの皆さんは請願者から趣旨を聞くというのが多いようですけれども、そのほかの皆さんはどのようなお考えでしょうか。

暫時休憩します。

(休憩 11:16～11:19)

委員長 : 再開します。

今後の進め方につきましては、いろいろ御意見を頂戴しましたけれども、まず一つは最初に請願者をお招きして説明を受けるということで取り進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 次に、その説明を受ける際に、今回3つの団体が構成団体になっていますけれども、こういう方もおいでになってもらって説明を受けるということではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : それでは、その次に千厩地区まちづくり協議会という団体のお名前が出ましたけれども、この方をお招きして説明というか、この案件に対する考え方をお聞きするというお話も出ていますけれども、これについてはいかがでしょうか。

猪股委員。

猪股委員 : その方が1人なのか、組織として何人であるのかによって、その人は必ずしも組織を代表した意見を述べられるわけでもないと思うのです。

個人的な意見は述べられると思うのですけれども、協働のまちづくりの部分では確かに趣旨的な部分は分かりますけれども、団体としてまとめてという話なのか、その進め方は難しいのかと私は感じる場所がありますので、少しそこを議論したほうがいいのかと思います。

委員長 : 暫時休憩します。

(休憩 11:21～11:23)

委員長 : 再開します。

皆さんに確認したのは、請願者、それから構成団体の方をお招きして説明を受けると、それについては次回の対応でそのとおり進めたいと思います。

それから、お話しのあった千厩地区まちづくり協議会は、その状況を見ながら決めたいと思いますので、次回は請願者の関係で委員会を開くということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : それでは、今回は今申し上げましたように、これからの請願の審査の進め方については、請願者を参考人として招致し意見を伺いたいと思いますが、構成団体も含めておい

でいただきまして、そのような対応をしたいと思います。

それで、ひとつ、次回の対応はそのように進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上が今後の日程の内容でございますけれども、具体的な中身につきましては今後、日程等につきましては正副委員長並びに事務局の方で具体的な日程をお示ししたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、この請願の進め方等については、何かこの際、御意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、請願審査の進め方につきましての協議を終わります。

以上で、本日の請願第1号、「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願書の審査を終わります。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

(午前11時25分 終了)